

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治していくため、「コーポレート・ガバナンス方針」を策定しております。その概要は、次のとおりです。

(取締役会)

当社取締役会は、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負う。加えて、持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するなどの機能を有する。各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努める。

取締役数は、10名程度とし、このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(監査役、監査役会)

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努める。

監査役数は、5名程度とし、このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(指名委員会、報酬委員会)

取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する。指名委員会においては、当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員候補者の要件および選任・解任について審議し、取締役会に対して答申する。報酬委員会においては、当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価および役員報酬体系について審議し、取締役会に対して答申する。

指名委員会および報酬委員会は、原則として過半数を社外委員とするともに、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬体系)

当社の常勤取締役に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動)および株式報酬型ストックオプションで構成する。監査役および非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。

主な事業子会社の役員報酬も、原則として当社と同じ体系とする。

(事業子会社統治の仕組み)

当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等に関する基本的な事項を、「内部統制基本方針」で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

毎年、事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を事業子会社の役員報酬に反映する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	51,411,500	6.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	45,175,700	5.61
明治安田生命保険相互会社	20,498,477	2.54
モクスレイ・アンド・カンパニー	20,023,188	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,695,900	1.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	14,439,341	1.79
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託三菱重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	14,074,000	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	12,263,500	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・旭硝子株式会社口	11,630,000	1.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832,000	1.34

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	保険業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上

親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
楨原 稔	他の会社の出身者				○				○	
桜井 正光	他の会社の出身者				○	○			○	
伊藤 邦雄	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
楨原 稔	——	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。
桜井 正光	——	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。
伊藤 邦雄	——	長年の研究活動等を通じて培われた経営学の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社の社外取締役は、平成20年度に開催された当社取締役会の2/3程度に出席しており、社外取締役として中立かつ客観的な観点から、当社の経営上、極めて有益な意見・助言をいただいている。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

平成20年度において監査役は、会計監査を実施したあらた監査法人から、監査計画および監査結果について定期的に報告および説明を受けたほか、必要に応じて意見交換を実施した。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査部から内部監査計画および内部監査結果について定期的に報告および説明を受けているほか、内部監査の実施状況等について随時意見交換を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
三木 繁光	他の会社の出身者				○	○				○
福田 博	弁護士									○
川本 裕子	学者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
三木 繁光	——	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。
福田 博	——	長年の外務公務員・外交官および最高裁判所判事としての経験を通じて培われた見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。
川本 裕子	——	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社の社外監査役は、平成20年度に開催された当社監査役会の約9割に出席され、社外監査役として中立かつ客観的な観点から、極めて有益な意見・助言をいただいている。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動)および株式報酬型ストックオプションで構成している。非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成している。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役、執行役、監査役
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社は、当社役員等(当社の取締役および監査役、当社の完全子会社である東京海上日動火災保険株式会社および日新火災海上保険株式会社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社の完全子会社である東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役および監査役)に対する報酬等と当社株価や業績との連動性を高め、株価の上昇、下落によるメリット、リスクを株主と共有することにより、業績向上への意欲を一層高めることを目的として、株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を、ストックオプションとして割り当てることとしている。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年度に係る当社の取締役および監査役の役員報酬の金額は、以下のとおりである。
取締役を支払った報酬等 306百万円 (うち新株予約権に関する報酬等 48百万円)
(うち社外取締役を支払った報酬等 26百万円)
監査役を支払った報酬等 95百万円 (うち新株予約権に関する報酬等 14百万円)
(うち社外監査役を支払った報酬等 27百万円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については法務部、社外監査役については監査役事務局を窓口としてサポートしている。取締役会資料を事前に配布しているほか、重要な案件については個別に事前説明等を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 業務執行に係る事項

当社取締役会は、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負う。加えて、持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するなどの機能を有している。

また、社内取締役等で構成する経営会議を月2回の頻度で開催し、経営上の重要事項について協議・報告を実施している。

2. 監査・監督に係る事項

(監査役監査)

監査役監査については、監査役会において監査基準、監査方針、監査計画等を決定し、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、職務の執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の職務の執行を適切に監査している。

(内部監査)

当社は、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしている。内部監査の結果のうち重要な事項については、取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保している。

(会計監査)

平成20年度において当社は、あらた監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けた。当社の会計監査業務を執行した公認会計士はあらた監査法人に所属する吉田周邦、出澤尚および井野貴章の3氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下である。また、当連結会計年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士17名、会計士補等35名である。

平成20年度において、当社および連結子会社があらた監査法人に支払うべき報酬等の額は705百万円であり、その大部分が公認会計士法(昭和23年法律103号)第2条第1項に規定する業務に係る報酬である。

3. 役員等の指名および報酬決定に係る事項

当社は、「コーポレート・ガバナンス方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置している。両委員会は、それぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出している。

指名委員会は、当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社および東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の候補者要件および各候補者案について審議し、当社取締役会に答申を行う。また、報酬委員会は、上記各社の役員報酬体系および取締役・執行役員の業績評価について審議し、当社取締役会に答申を行う。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成21年は6月5日(金)に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年は6月29日(月)に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年から、インターネットによる議決権行使を可能としている。平成18年から「機関投資家向け 議決権電子行使プラットフォーム」を通じた議決権行使を可能としている。
その他	英文招集通知を作成している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成21年2月に個人投資家説明会を開催したほか、証券会社主催の個人投資家向け投資セミナー等に積極的に参画している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算IR説明会を実施しているほか、機関投資家向け説明会を適宜開催している。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年度は、米国、欧州、アジアにおいて計6回、126社の海外機関投資家に対する個別訪問を実施した。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IR説明会資料、IR説明会の動画、主要子会社の月次業績速報の動画解説等をホームページに掲載している。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報IRグループに専任者を配置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、お客様、株主、社会、グループ社員といったステークホルダーに提供する価値の総和を「グループ企業価値」と捉え、経営理念を実践するための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	マングローブ植林プロジェクトの実施やエネルギー使用量の削減等を通じて環境保全に努めるとともに、国連グローバル・コンパクトへの参加や地域・社会への貢献等、積極的にCSR活動に取り組んでおり、活動内容の詳細を記載した「CSR報告書」を発行している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「東京海上グループ情報開示基本方針」を定め、CSRの観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努めている。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況>

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定している。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用している。

内部統制基本方針

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業を統轄する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。また、当社は、「東京海上ホールディングスグループ会社管理方針」に沿って、グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を子会社に示すとともに、子会社と経営管理契約を締結し、子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループのコンプライアンス推進に関する基本方針を定め、グループのコンプライアンス体制を整備する。

(a)当社は、コンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

(b)当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループのコンプライアンス推進のための重要事項を審議する。また、グループのコンプライアンスの推進状況をモニタリングし、その結果を取締役会に報告する。

(c)当社は、子会社にコンプライアンスマニュアルを作成させるとともに、役職員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。

(d)当社は、子会社に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。

(2)当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(3)当社は、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施する。また、グループの内部監査に関する基本方針を定め、子会社に実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を取締役会に報告する。

3. リスク管理に関する体制

(1)当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、子会社の事業遂行に関わるリスク管理を会社毎に実施させる。

(2)当社は、グループのリスク管理に関する重要事項を審議するリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理を統轄する部署を設置し、グループ全体が抱えるリスクの状況を把握することにより、グループ全体のリスク管理を実施する。リスク管理にあたっては、リスクの特定、評価、制御、コンテイングエンスプランの策定およびモニタリング、報告のプロセスを基本とし、子会社の業態やリスクの特性等に応じて適切なプロセスを実施する。リスク管理の実施状況は、取締役会に報告する。

(3)当社は、グループの統合リスク管理に関する方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定し、子会社における当該計画の実施状況をモニタリングして、その結果を取締役会に報告する。

(2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

5. 顧客保護等に関する体制

当社は、お客様本位を徹底し、お客様の利益保護を実現するため、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、グループの顧客保護等に関する体制を整備する。

6. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

7. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

8. 監査役の監査に関する体制

(1)監査役への報告に関する体制

(a)取締役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

(b)監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、何時にても監査役の求めに応じて、閲覧に供する。

(c)ホットラインの運用状況および重要な報告、相談事項については、定期的に監査役に報告を行う。

(d)取締役および職員は、何時にても監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

(2)監査役の職務を補助すべき職員に関する事項（当該職員の取締役からの独立性に関する事項を含む。）

(a)監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するのに必要な知識、能力を具備した専属の職員を配置する。

(b)監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(c)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

(3)子会社の監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準等に基づき、子会社の監査役に対して定期的に監査方針、監査状況および監査結果等、子会社に関する重要事項について報告を求め、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役および職員から業務の状況を聴取する。

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況）

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社をはじめとするグループ各社が、反社会的勢力に対し連携して統一的な対応を行えるよう、グループの「基本方針」を制定し、以下の基本的な考え方に基づく取組みを推進しています。

(1)当社グループは「良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献する」ことを経営理念としており、反社会的勢力との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念における基本的事項として位置付け、当社をはじめとするグループ各社が連携し、グループとして適切な対応を行うことに努める。

(2)当社をはじめとするグループ各社は、反社会的勢力に対し、以下の対応を行う。

- (a)組織としての対応、役職員の安全確保
- (b)外部専門機関との連携
- (c)取引を含めた関係遮断努力、不当要求の拒絶
- (d)有事における民事と刑事の法的対応
- (e)裏取引や資金提供の禁止

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)行動規範の整備

当社グループにおいて遵守すべき重要な事項を纏めた「コンプライアンス行動規範」に「反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持していく」ことを明示し、「反社会的勢力に対する姿勢」を定めている。

(2)統轄部署の設置

統轄部署を設置したうえで、関係各部と協働して、反社会的勢力に対する対応態勢を整備している。

(3)警察等外部専門機関との連携強化

平素から、警察等の外部専門機関との連携を図っている。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集

反社会的勢力に関する情報を整理したデータベースを用いて、反社会的勢力の確認に活用している。

(5)マニュアルの整備

「反社会的勢力に対する姿勢」に関する項目を、コンプライアンス・マニュアルに掲載し、社員に周知している。

(6)研修活動の実施

コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力への対応に関する研修を実施している。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

